

LCA 日本フォーラム規約

(名称)

第1条 本会は、LCA 日本フォーラム(LCA Society of Japan) (以下「フォーラム」という。) と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、国内外の動向を踏まえ、LCA、環境効率に関する調査・研究活動、情報交流促進活動、啓発・普及活動を行うことにより、わが国におけるこれらの普及と発展を図るとともに、もって、持続可能経済社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業活動)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 調査研究活動

- ①LCAに関する調査・研究活動
- ②持続可能性に資する環境効率手法の研究開発活動

(2) 普及啓発活動

- ①講演会・セミナー、表彰等の活動
- ②会員への情報提供及び会員相互の交流活動

(3) 国際交流

- ①海外関係機関との交流活動
- ②国際標準化への貢献活動

(4) LCAデータベースの維持管理・運営

(5) 前各号のほか、目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 フォーラムの会員は、工業会Ⅰ会員、工業会Ⅱ会員、工業会Ⅲ会員、団体等会員、学術組織(学会)会員、優先企業会員、工業会Ⅱ登録企業会員、一般企業会員、大学研究室等会員、個人会員及び特別会員とする。

- 2 工業会Ⅰ会員は、データベース構築に協力した工業会であって、基本経費部分に協力し、利用経費部分については工業会会員企業の自由意思に任せる工業会。
- 3 工業会Ⅱ会員は、データベース構築に協力した工業会であって、基本経費部分に協力するとともに、当該工業会会員企業のデータベース利用経費部分について工業会として協力する工業会。
- 4 工業会Ⅲ会員は、データベース構築に協力した工業会の内、年間事業規模が別に定める額以下の工業会であって、基本経費部分に協力する工業会。
- 5 団体等会員は、データベース構築に参画しなかった工業会、国公立の研究機関等であって、基本経費部分に協力するとともに、自らのLCA活動としてデータベース利用を行う組織。
- 6 学術組織(学会)会員は、フォーラムの目的および活動に賛同し、基本経費部分に協力する組織。
- 7 優先企業会員は、工業会Ⅰ会員の会員企業であって、データベース利用を行う企業。
- 8 工業会Ⅱ登録企業会員は、工業会Ⅱ会員により登録された企業であって、データベース利用を行う企業。
- 9 一般企業会員は、工業会Ⅰ会員および同Ⅱ会員いずれの工業会の会員企業でなく、基本経費部分に協力するとともにデータベース利用を行う企業。
- 10 大学研究室等会員は、大学の研究室およびそれに準じるグループ又は非営利組織であって、基本経費部分に協力するとともに、自らのLCA活動としてデータベース利用を行う組織。
- 11 個人会員は、いずれの組織に属さない個人であって、基本経費部分に協力する者。
- 12 特別会員は、運営委員会で認めた個人・団体・その他の者で、基本経費部分に協力する者。

(特例)

第5条 前条第6項に規定する学術組織(学会)会員については同組織の構成する個人によるデータベース利用を認めるものとし、同組織は当該データベース利用者を登録しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入退会)

第7条 フォーラムの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

2 会員がフォーラムを退会するときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

3 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 法人又は団体が解散又は破産したとき。

(2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 会費を納入せず、督促後6ヶ月を経ても納入しないとき。

(除名)

第8条 会員が別に定める LCA データベース運用規則又は会費規則に違反したときは、運営委員会の3分の2以上の議決をもって除名することができる。

(会長、副会長および監事)

第9条 フォーラムに次の役員を置く。

(1) 会長1名および副会長若干名

(2) 監事2名

2 会長は、フォーラムを代表し、会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

4 監事は、フォーラムの収支決算書の監査を行う。

5 会長、副会長および監事は、総会において選任する。

6 会長、副会長および監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は会員をもって構成する。

2 総会は、会長、副会長および監事の選任、事業計画、予算・決算の承認、その他重要事項を審議し、決定する。

3 総会は、毎年1回以上開催する。

4 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって構成し、出席者の過半数の同意で議決するものとする。

(運営委員会)

第11条 フォーラムに運営委員会を置き、次の者をもって構成する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

(3) 委員 40名以内

2 運営委員会の委員長、副委員長および委員は、会員の内から会長が選任する。

3 運営委員会は、フォーラムの活動に関し必要な事項を処理し、委員会に付議する事項を審議する。

4 運営委員会は、運営委員長が必要と認めた場合開催する。

5 第8条第6項の規定およびただし書きは、運営委員会委員長、副委員長および委員の任期に準用する。

6 第9条第4項の規定は、運営委員会の定足数及び議決に準用する。

(委員会)

第 12 条 運営委員会の議決により、フォーラムに専門委員会を置くことができる。

(事務局)

第 13 条 フォーラムの事務局は、社団法人産業環境管理協会に置く。

(経費)

第 14 条 フォーラムの運営上必要な経費は、会費、データベース利用料、セミナー等参加費、寄付金及びその他の雑収入をもって充てる。

2 謝金等の取扱いについては社団法人産業環境管理協会の規程を準用する。

(規約の改正)

第 15 条 本規約の改正は、総会の議決により行う。

附 則

1. この規約は、平成 7 年 10 月 25 日より施行する。
2. この規約の改正は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
3. この規約の改定は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
4. この規約の改定は、平成 22 年 12 月 10 日より施行する。